# 三十一 第65条の15 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

正	前				
(交換に伴い施行区域外用地を取得した場合)					
65 の 15-2 ····································					
人都市再生機構法附則	川第 12 条第 3 <u>項</u> ······				

# 三十二 旧第66条 (共同で現物出資をした場合の課税の特例) 関係

改	正	後		改正前
			(廃止)	第 11 章 現物出資の場合の課税の特例
			(廃止)	第 66 条 (共同で現物出資をした場合の課税の特例) 関係
			(廃 止)	(借地権の設定)
				66-1 措置法第66条第1項に規定する特定共同出資(以下「特定共同出資」
				という。)には、借地権の設定(令第138条第1項の規定の適用がある設定に
				限る。)の方法により当該借地権を出資の目的とするものが含まれる。
				(注) この場合における当該借地権に係る措置法令第39条の10第1項第3号に
				規定する「出資の直前の帳簿価額」及び措置法令第39条の10第2項に規定
				する「特定共同出資の直前の帳簿価額」は、当該借地権に係る土地につき令
				第138条第1項の規定により損金の額に算入される金額をいう。
			(廃止)	_(債務の引継ぎ)_
				66-2 法人が資産とともにその有する債務を特定共同出資の対象として引
				き継いだ場合には、これを認めるものとし、この場合における措置法令第 39

— 140 **–** 

条の10第2項の「特定共同出資に係る資産の当該特定共同出資の直前の帳簿 価額の合計額」は、特定共同出資に係る資産の当該特定共同出資の直前の帳簿 価額からその引き継いだ債務の額を控除した金額による。

### (廃 止) (返品債権特別勘定等の引継ぎ)

- 66-3 法人が特定共同出資に際して当該特定共同出資に係る資産とともに当 該資産に係る次に掲げるような金額を措置法第66条第1項に規定する共同新 設会社(以下「共同新設会社」という。)に引き継いだ場合には、その引継ぎ を認める。この場合において、当該共同新設会社が引継ぎを受けたこれらの金 額については、当該共同新設会社がその繰入れ等をしたものとして取り扱う。
  - (1) 返品債権特別勘定の金額
  - (2) 補修用部品在庫調整勘定の金額
  - (3) 単行本在庫調整勘定の金額
  - (4) 圧縮記帳に代えて繰入れ等をした引当金勘定の金額又は目的積立金の額
  - (注) <u>これらの金額の引継ぎをしなかった場合には、その引継ぎをしなかった金</u>額は、特定共同出資をした法人において益金の額に算入する。

## (廃 止) (引当金等の引継ぎ禁止)

- 66-4 次に掲げるような金額は、特定共同出資に際してこれを共同新設会社に 引き継ぐことができないことに留意する。
  - (1) 貸倒引当金等の法に規定する引当金勘定の金額
  - (2) 海外投資等損失準備金等の措置法に規定する準備金(特別償却準備金を含む。)の額
  - (3) 保険差益特別勘定等の法又は措置法に規定する圧縮記帳のための特別勘 定の金額
  - (4) 利益積立金額
  - (5) 資本積立金額

改	正	後	改 正 前
		(廃止)	(償却超過額がある場合等の処理) 66-5 法人が特定共同出資をした場合において、当該特定共同出資の対象となった資産の帳簿価額が税務上の帳簿価額に基づいていないときは、次に掲げる場合に応じ、次による。 (1) 法人が当該特定共同出資の対象となった資産に係る償却超過額等を含めないで当該資産の帳簿価額を計算した場合のように、税務計算上の帳簿価額に満たない金額を基礎として当該特定共同出資により取得した株式(出資を含む。以下同じ。)の帳簿価額を計算しているときは、当該株式についてその満たない部分に相当する金額を益金の額に算入するとともに、当該償却超過額等は法人の計算にかかわらず損金の額に算入する。 (2) 法人が当該特定共同出資の対象となった資産に係る評価益の否認金等の修正をしないで当該資産の帳簿価額を計算した場合のように、税務計算上の帳簿価額を超える金額を基礎として当該特定共同出資により取得した株式の圧縮記帳をしたときは、その否認金に相当する金額を当該法人の当該特定共同出資をした日を含む事業年度の益金の額に算入して当該否認金を消滅させる。 (特定共同出資により取得した株式の圧縮記帳の経理の特例) 66-6 措置法第66条第1項の規定を適用する場合において、法人が特定共同
			66-6 措置法第66条第1項の規定を適用する場合において、法人が特定共同 出資により取得した株式につき、その帳簿価額を損金経理により減額しない で、措置法令第39条の10第2項に規定する特定共同出資の直前の帳簿価額と その株式の取得のために要した経費との合計額に相当する金額を下らない金 額をその取得価額としたときは、これを認める。この場合においても、措置法 第66条第2項の規定の適用があることに留意する。

### (廃 止) (特定共同出資により受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等)

66-7 共同新設会社が特定共同出資により減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき耐用年数省令第3条第1項の規定を適用することができるのであるが、特定共同出資をした法人においてその資産につき適用を受けていた措置法第45条の2第2項又は第47条から第48条までに規定する特別償却(同法第68条の29第2項又は第68条の34から第68条の36までに規定する特別償却を含む。)については、たとえその適用期間が経過していない場合でも当該共同新設会社についてはその適用がないことに留意する。

### (廃 止) (国内にある事業所に属する資産の判定)

66-8 措置法令第39条の10第1項第1号に定める要件の判定に当たり、その 出資に係る資産が国内にある事業所に属する資産に該当するかどうかは、原則 として、当該資産が国内にある事業所又は国外にある事業所のいずれの事業所 の帳簿に記載されているかにより判定するものとする。

ただし、国外にある事業所の帳簿に記帳されている資産であっても、実質的 に国内にある事業所において経常的な資産管理が行われていたと認められる 資産については、国内にある事業所に属する資産に該当することになるのであ るから留意する。

### (廃 止) (持株割合が100%未満又は20%未満となることが見込まれていることの意義)

66-9 措置法令第39条の10第1項第4号に規定する共同事業再編法人及び他の共同事業再編法人の有する当該共同新設会社の株式等の数が当該共同新設会社の発行済株式等の総数の100分の100未満となること又は当該共同事業再編法人の有する当該共同新設会社の株式等の数が当該共同新設会社の発行済株式の総数の100分の20未満となることが見込まれているものとは、例えば、共同新設会社の設立時において、他の法人に吸収合併されることをあらかじめ

改	正	後	改	正	前
			予定した当該共同新設会社 当該共同新設会社の設立が		資本参加をあらかじめ予定した

## 三十三 第66条の4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

改	正	後	改	正	前	
<u>第11章</u> 国	外関連者との取引に係	る課税の特例	<u>第12章</u> 国	外関連者との取引に係	る課税の特例	

## 三十四 第66条の5 (国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例) 関係

改	正	後	改	正	前
<u>第 12 章</u> 国外支配	配株主等に係る負債の	)利子の課税の特例	<u>第 13 章</u>	国外支配株主等に係る負債の	の利子の課税の特例

# 三十五 第66条の6~第66条の9 《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

	改	正	後		改	正	前		
第 13 :	章 内国法人の特定外[	国子会社等に係る所得	等の課税の特例	第 14 章	内国法人の特定外	国子会社等に係る所得	身の課税の特例		
(適用対象留	保金額の計算)			(適用対象留保金	金額の計算)				
66 Ø 6−9 ·				66 Ø 6-9 ······					
	······ <u>66 ∅ 6 −14</u> ······				·· <u>66 Ø 6 −13</u> ·······				
(注   所得	係る軽課税基準以下で	ちるか どうかの判定学	£)	(新 設)					
			<u>・/</u> ごする外国関係会社が受	(4/1 BX)					
ける利益の	配当又は剰余金の分配	の額につき課される税	色の負担が同号イに規定						

する法人所得に係る軽課税基準以下のものであるかどうかを判定する場合において、当該外国関係会社の本店所在地国が受取配当等の一部を益金の額に算入しないような制度を採っているときは、当該本店所在地国の税法に定める表面的な税率によりその判定をするのではなく、当該利益の配当又は剰余金の分配の額に対して課される税の実質負担割合により判定することに留意する。

措置法令第39条の16第1項第2号ハに規定する外国関係信託が受ける利益 の配当又は剰余金の分配の額につき課される税の負担が同号ハに規定する信託 所得に係る軽課税基準以下のものであるかどうかの判定についても、同様とす る。

(課税対象留保金額の円換算)

66 Ø 6-14 ·····

(廃 止)

(課税対象留保金額の円換算)

### (事業の判定)

- 66 の 6-14 特定外国子会社等の営む事業が措置法第66条の6第3項第1号、措置法令第39条の17第5項第1号又は同項第2号に掲げる事業のいずれに該当するかどうかは、原則として日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。
  - (注) 措置法第66条の6第3項の規定を適用する場合において、特定外国子会社 等が2以上の事業を営んでいるときは、そのいずれの事業が主たる事業であ るかどうかの判定については、66の6-8に準ずる。

(新 設)

(事業の判定)

66の6-17 特定外国子会社等の営む事業が措置法第66条の6第4項第1号又は 措置法令第39条の17第5項第1号若しくは第2号に掲げる事業のいずれに該 当するかどうかは、原則として日本標準産業分類(総務省)の分類を基準とし

改	正			 改	正	前
		1/2		<u> </u>	ш.	יים
<u>て判定する。</u>	日ウた英田より担人によ	カンマ 胚帯が同ったな				
(注) 措置法第66条の6第4項の規 等が2以上の事業を営んでいる		<u>.</u>				
るかどうかの判定については、						
<u> </u>	oo	-				
(証券業を営む特定外国子会社等が	受けるいわゆる分与口	銭)	(証券業を営む	ひ特定外国子会社等か	、 受けるいわゆるケ	}与口銭)
<u>66 の 6−18</u> ····································			<u>66 の 6−17</u> ·			
<u>66 Ø 6 −18</u>				<u>66 Ø 6 −17</u>		
		(廃止)		<u>以下であるかどうかの</u>		
						見定する外国関係会社が受け
						る税の負担が同項に規定する 思会において、火港が同盟を
						場合において、当該外国関係 頃に算入しないような制度を
						める表面的な税率によりその
						金の分配の額に対して課され
			る税の実質負	負担割合により判定す	つることに留意する	<u>5.</u>
(適用除外の特定外国子会社等であ	ることの証明)		(適用除外の特	寺定外国子会社等であ	ることの証明)	
66の6-19 措置法第66条の6第6	<u>項</u> に規定する「 <u>これら</u> 0	)規定の適用がある旨」	66 の 6-19 <u>‡</u>	昔置法第 66 条の 6 第	<u>5項</u> に規定する「	同項の規定の適用がある旨」
の記載とは、措置	法規則第 22 条の 11 第	2項第2号から <u>第7号</u>	の記載とは、	措置	置法規則第 22 条の	11 第 2 項第 2 号から <u>第 6 号</u>
までに掲げる書類のほか規則別表	十七(二)の <u>「7」</u> 欄	から「17」欄まで	までに掲げる	る書類のほか規則別表	長十七(二)の <u>「1</u>	0 <u>」欄</u> から「17」欄まで
(課税対象留保金額に係る外国法人	税額の計算)		(課税対象留保	呆金額に係る外国法人	、税額の計算)	

66 Ø 6-21 ······	66 Ø 6-21 ·····
······ <u>66 の 6 -14</u> に準ずる。	<u>66 の 6 −13</u> に準ずる。
(課税済留保金額の損金算入額の計算)	(課税済留保金額の損金算入額の計算)
66 Ø 6-22 ······	66 Ø 6-22 ······
に掲げる事実が生じた日における電信売買相場の仲値によるものとする。	各号に掲げる事実が生じた日における電信売買相場の仲値によるものとする。

# 三十六 第66条の9の2~第66条の9の5 《内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例》関係

改正後		改	正	前	
第 66 条の9の2~第 66 条の9の5 《内国法人の特定外国信託に	(新 設)				
係る所得の課税の特例》関係					
(内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例)	(新 設)				
66 の 9 の 2-1 特定外国信託に係る措置法第 66 条の 9 の 2 から第 66 条の 9 の					
5までの規定の適用については、特定外国子会社等に係る66の6-1から66					
<u>の6-25 までの取扱い(66 の6-6、66 の6-8、66 の6-15 から66 の6-</u>					
18 まで及び 66 の 6 - 19 の取扱いを除く。) に準じて取り扱う。					

# 三十七 第66条の12 《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係

改	正	後	改	正	前
	<u>第 14 章</u> その他の特例	51	Any	第 15 章 その他の特例	nj
(中小企業者であるかどうか	<b>〜の判定の時期</b> )		(中小企業者であるかどうか	の判定の時期)	
66 の 12-1 法人が、措置法	<u> </u>		66 の 12-1 法人が、措置法	第 66 条の 12 第 1 項各	<u> </u>

# 三十八 第67条の12 (組合事業に係る損失がある場合の課税の特例) 関係

改	正	後			改	正	前	
第67条の12 (組合事業に	:係る損失がある場	合の課税の特例)関係	(新	設)				
<u>(重要な財産の処分若しくは譲受</u>	けの判定)_		(新	設)				
<b>67の12-1</b> 措置法第67条の12	第1項に規定する「	組合事業に係る重要な財産の						
処分若しくは譲受け」に該当す	るかどうかは、同	]項に規定する組合事業(以下						
「組合事業」という。) に係る	当該財産の価額、	当該財産が組合財産(同項に						
規定する組合財産をいう。以下	「同じ。)に占める	割合、当該財産の保有又は譲						
受けの目的、処分又は譲受けの	行為の態様及びそ	の組合事業における従来の取	:					
扱い等の状況などを総合的に甚	放案して判定する。	_						
(多額の借財の判定)			(新	設)				
<b>67の12-2</b> 措置法第67条の12第	第1項に規定する	「組合事業に係る多額の借財」						
に該当するかどうかは、組合事	耳業に係る当該借財	けの額、当該借財が組合財産及						
び経常利益等に占める割合、当	i該借財の目的並び	にその組合事業における従来						
の取扱い等の状況などを総合的	りに勘案して判定す	<u>-3.</u>						
(重要業務の執行の決定に関与し	.、かつ、重要執行	部分を自ら執行する場合)	(新	設)				
67の12-3 組合事業に係る重要	要業務(措置法令第	39条の31第2項第1号に規定						
する重要業務をいう。以下同じ	こ。) の執行の決定	でに関与し、かつ、重要執行部 では関与し、かつ、重要執行部						
分(同号に規定する重要執行部	『分をいう。以下同	]じ。)を自ら執行する組合員						
は措置法第67条の12第1項に規	見定する特定組合員	負(以下「特定組合員」という。)						
に該当しないのであるが、法人	が組合員となった	時から当該事業年度終了の時						
までの間において、組合事業に	係る重要業務の執	行の決定及び重要執行部分の						
執行が行われていない場合には	は、措置法令第39条	₹の31第2項第2号に掲げる組						

合員に該当しない限り、当該法人は特定組合員であることに留意する。

#### (明らかに欠損とならないと見込まれるときの判定)

67の12-4 組合事業が措置法令第39条の31第7項に規定する「明らかに欠損とならないと見込まれるとき」に該当するかどうかは、当該組合事業の形態、組合債務の弁済に関する契約、損失補てん等契約その他の契約の内容その他の状況から判断するのであることから、例えば、損失のうち少額の求償を受ける可能性があることや、相対的に発生の蓋然性の低い事由により生ずる損失が補てんされないこと等の事実のみをもって、当該組合事業が「明らかに欠損とならないと見込まれるとき」には該当しないこととなるものではないことに留意する。

(新 設)

## 三十九 第68条の2 (中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用) 関係

改 改 正 前 īĒ (中小企業者であるかどうか等の判定の時期) (中小企業者であるかどうか等の判定の時期) 68 の 2-1 法人が、措置法第68条の2第1項第1号に掲げる「中小企業の新た 68 の 2-1 法人が、措置法第68条の2第1項第1号に掲げる「新事業創出促進 な事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者」に該当す 法第2条第3項に規定する中小企業者 | 又は同項第3号に掲げる「中小企業の る法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するもの 創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項に規定する中小企業 とする。 者」に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって 判定するものとする。 (注) ..... (注) ..... (事業の判定等) (事業の判定等) **68 の 2-2** 措置法第 68 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる「中小企業の新たな事業活 68の2-2 措置法第68条の2第1項第1号に掲げる「新事業創出促進法第2条 動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者」に該当するかどう 第3項に規定する中小企業者」又は同項第3号に掲げる「中小企業の創造的事 かは、次により判定するものとする。 業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項に規定する中小企業者」に該当 
 改
 正
 後

 改
 正
 前

- (1) 法人の営むその主たる事業が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する 法律第2条第1項第1号から第5号までに掲げる事業のうちいずれに該当す るかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。
- (2) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第1号から第 5号までに規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い 入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、 工員等(役員を除く。)の総数によって判定する。この場合において、法人 が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に 従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業の 数」に含めるものとする。

するかどうかは、次により判定するものとする。

- (1) 法人の営むその主たる事業が、新事業創出促進法第2条第3項第1号から 第3号までに掲げる事業又は中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時 措置法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事業のうちいずれに該当 するかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定す る。
- (2) 新事業創出促進法第2条第3項第1号から第3号まで又は中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第1号から第3号までに規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等(役員を除く。)の総数によって判定する。この場合において、法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

(廃 止)

### (総収入金額)

68 の 2-3 法人の当該事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)における研究開発割合(措置法令第39条の34の2第3項に定める割合をいう。以下68の2-4において同じ。)の計算の基礎となる同項に規定する総収入金額(以下68の2-4において「総収入金額」という。)とは、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額及びこの通達において特別の定めのあるものを除き、当該各事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係

るものを除く。) の合計額をいうものとする。

### (廃 止) (内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)

68 の 2-4 研究開発割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項又は第12項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額及び法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。

### (廃 止) (固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

- **68 の 2-5** 措置法令第 39 条の 34 の 2 第 3 項に規定する固定資産又は有価証券 の譲渡に係る収入金額には、次のものが含まれるものとする。
  - (1) 法第50条第1項に規定する取得資産の価額(当該取得資産とともに取得した令第92条第2項第1号に規定する交換差金等の金額を含む。)
  - (2) 措置法第64条第1項若しくは第65条第1項に規定する補償金若しくは清算金(収用等の対価に該当するものに限る。)の金額又は代替資産若しくは交換取得資産の価額
  - (3) 措置法第65条の9の規定により、交換の日におけるその資産の価額に相当 する金額をもって譲渡したものとみなされる同条第1項に規定する交換譲渡 資産の価額
  - (4) 借地権の譲渡対価の額
  - (5) 令第 138 条第 1 項の規定に該当する場合における借地権の設定等に伴って 収受する権利金等の金額
  - (6) 措置法第66条第1項に規定する特定共同出資により取得した株式(出資を 含む。)のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時 における価額の合計額

改	正	後		改	正	前
			(注) 1	<u>法第 47 条第 1 項</u> (	こ規定する保険金等の金額	額は、固定資産の譲渡に係る収
				入金額に含まれない	<u>,                                     </u>	
			2	不動産売買業を営	む法人の有する土地又は	は建物であっても、当該法人が
				使用し若しくは他に	貸し付けているもの (販	<u> </u>
				で一時的に使用し又	は他に貸し付けているも	のを除く。)又は当該法人が使
				用することを予定し	て長期間にわたり所有	していることが明らかなもの
				は、固定資産に該当	する。_	
		(廃止)	_(試験	は研究費の額の範囲)	-	
			<u>68 の</u>	2-6 措置法令第3	9条の34の2第3項に規	見定する試験研究費の額には、
			その	対験研究費に充てる	ため他の者(その法人と	の間に連結完全支配関係があ
			<u>る他</u>	2の連結法人を含む。)	から支払を受ける金額に	は含まれないことに留意する。
			<u>注</u>	試験研究費の額の計	算に当たっては、42の4	4-4の取扱いは適用しない。
(中小企業者等に該当する旨	の書類の書式)		(中小	企業者等に該当する	旨の書類の書式)	
<u>68 Ø 2−3</u> ······			<u>68 の</u>	<u>2-7</u> ·····		
(1)			(1)			
(2)			(2)			
イ 行政庁が中小企業の	新たな事業活動の促進	生に関する法律第9条第1項に	1	主務大臣が新事業	創出促進法第 11 条の 2 🤅	第1項に規定する認定(同法第
規定する承認(同法第	10 条第1項の承認を含	含む。)をした旨を証する書類		11条の3第1項の認	恩定を含む。)をした旨を	<u>に証する書類</u>
ロ 同号に規定する承認	経営革新計画の計画書	い多し	P	: 同号に規定する <u>認</u>	定計画の計画書の写し	
			(3)	措置法第68条の2第	第1項第3号に定める事	業年度 (措置法令第39条の34
			<u> </u>	2第4項の規定の適	i用がある事業年度に限る	。)の場合 同項各号に規定す
			3	総収入金額及び試験	研究費等の額の合計額の	明細書

### 付 表

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の 不適用制度に関する明細書						率 <i>σ</i> .	事 年	業度		:	:		法丿	名								
適	月	月 該	当	号	n	区	分		昔 置 日 措			68条 第68				1 第 1		第 第		) 号		当当
_	設		並		の		H	2 3	F.											第1項 項(		)号)
号(	中	小。	企業	者	の	判	È	3 [	中小企 日 新	業の新 事 業	たな 創	事業活出 促	動の(進法	足進	に関す 5 2	「る注 条 第	:律第 第 3	2条9 項 第	第1月 第(		) 号詞 号 認	
旧一号		主	た	る	1	事	業	4													New	業
該		資本	の額3	スは	出資	の総装	頂	5														円
当		常時	使用。	上る	従業	員の	汝	6														人
=	経	営革業	折計画	i o	承認	年月	Е.	7_				<u>平</u>		•				_				
号該	経	営革新	iのた	めの	事業	の内:	容	8_														
当	当	期末	こおけ	する:	事 業	の状	兄	9														
旧	実	施計	画の	認	定生	年 月	H <u>1</u>	.0				平		•		٠						
一号該当	新	事業分里	予開拓の	)ため	)の事	業の内容	答 !	1														
当	当	期末	こおけ	する:	事 業	の状	兄 !	2														
	中	小 :	企業	者	の	判	Ē !			小企業 第1□		創造: ( )号	的事 該当	業者	舌動	の促	進に	- 関 -	する	臨時	措置	登法_
旧		主	た	る	- 1	事	業	4													dell	業
Ξ		資本	の額り	スは	出資	の総	<b>須</b>	.5														円
号		常時	使用。	トる	従業	員の	数 1	6														人
		期前1年						.7 3	平	•		•		-	~ 平					•		
該	同開	上の言 発 費	式験研	f 究 f 額	費の合	額及計	び 領	8														円
当	(17)	の各事業	年度の	総収え	人金額	の合計	<u> </u>	9														円
		験 研				(19	4	20														%
	措 旧	置法第措置法	68条∉ 第68条	) 2 第 の 2	第1月第1日	頁第 1 項第 1	号号	登記		本又は												
添付	措	置法第	68条の	) 2 角	<b>第1</b> 月	頁第 2	号		項に	規定す る書類	<sup>-</sup> る月 [	企業の 承認 (同 圣営革徒	司法第	第 10	条第	1項	の承					
書	旧:	措置法	第68条	の2	第1	項第 2	뮹	イロ	(同法	第 11 🛭	条の	「事業館 3第1 計画の詞	項の	認定	『を含	1条( む。	り29 )を	第1項 した	に規旨を	定する証する	る認定	定頁
類	<u>旧</u> :	措置法	第68条	の2	第1	項第3	号	試聯				9条の3 合計額										

### 付 表

		業者等に対する同族会社の特別 制度に関する明細書	脱率	の 事 業 年 度	: :	法人名		
適	Я	まままめ 区分	1	措置法第	5 68条 の	2 第 1	項第(	)号該当
	設	立 の 日	2	平 •			)条の34の29 )条の128第1 ・	
	中	小 企 業 者 の 判 定	3	新事業創	出促進法	第2条第	3 項第(	) 号 該 当
号		主たる事業	4					業
該		資本の額又は出資の総額	5					円
当		常時使用する従業員の数	6					人
	実	施計画の認定年月日	7		平			
号該	新	事業分野開拓のための事業の内容	8					
当	当	期末における事業の状況	9					
	中	小 企 業 者 の 判 定	10	中小企業の 第2条第1項	創 造 的 事 業 第( ) 号該当	美活動の促;	進に関する	臨時措置法
		主たる事業	11					業
Ξ		資本の額又は出資の総額	12					円
号		常時使用する従業員の数	13					人
該	当其	  期前1年以内に開始した各事業年度	14	平 •		~ 平		
		上の試験研究費の額及び 発費の額の合計額	<u>15</u>					円
当		の各事業年度の総収入金額の合計額	<u>16</u>					円
	焓	験研究費等の割合_(16)	17					%
	当	期末の資本又は出資の金額	18					<u>円</u>
四号	前	期末の総資産の額	19					<u>円</u>
該	前	期末の自己資本の額	20	<u>内</u>				<u>円</u>
当	自	己資本比率(20)	21					<u>%</u>
	措	置法第68条の2第1項第1号	登	記簿謄本又はそ	その写し			
添付書	措	置法第68条の2第1項第2号	イロ	第11条の3第	事業創出促進 1項の認定を する認定計画の	含む。)をし	第1項に規定す た旨を証する し	る認定(同法 書類
類	措	置法第68条の2第1項第3号	研	置法施行令第39 究費等の額の合 。)				

改	正	後	改	正	前
i	記載の仕方			記載の	计 仕 方
る場合を除きます。) 又は平ます。) 第 68 条の 2 第 1 項 (用) (同項第 4 号に掲げる同す。) の規定の適用を受ける場置法規則第 22 条の 20 第 1 号条の 20 第 1 号から第 3 号までなお、措置法第68条の 2 第を受ける場合又は旧措置法第年4月1日以後終了する事業	第3号に掲げる同族会 成17年改正前の措置 (中小企業者等に対す 可族会社が同項の規定 場合に、確定申告書に 及び第2号又は平成 でに定める書類に代え 第1項第3号に掲げる 第68条の2第1項第4 業年度において同項	へ企業者等に対する同族会社の 会社が同項の規定の適用を受け 置法(以下「旧措置法」といい 一る同族会社の特別税率の不適 この適用を受ける場合を除きま 二添付することとされている措 17年改正前の措置法規則第22 一で添付する場合に記載します。 5同族会社が同項の規定の適用 1号に掲げる同族会社が平成17 の規定の適用を受ける場合に までの各欄に記載の上、確定	率の不適用)の規定の適用を	を受ける場合	中小企業者等に対する同族会社の特別税合に確定申告書に添付することとされてめる書類に代えて添付する場合に記載し
	- には、措置法第68条の )適用を受けるもので	) 2 第 1 項 <u>又は旧措置法第68条</u> ごあるかの区分に応じ、該当条	2 「適用該当号の区分1」に <u>該当するものであるか</u> を記載		第 68 条の 2 第 1 項各号のいずれの <u>号に</u>
3 「一号 <u>(旧一号)</u> 該当」の (1) ····································	)各欄は、次により記	己載します。	3 「一号該当」の各欄は、2		載します。
他の同族会	_	は分割法人の	他の同族会		合併法人の
		)促進に関する法律(以下「中			第2条第3項各号·····

小企業新事業活動促進法」といいます。) 第2条第1項各号又は中小企業経 営革新支援法の一部を改正する法律(平成17年法律第30号)附則第4条の規 定による廃止前の新事業創出促進法(以下「旧新事業創出促進法」といいま す。)第2条第3項各号……………

- (3) .....
- 4 「二号該当」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「経営革新計画の承認年月日7」には、中小企業新事業活動促進法第9条 第1項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。
- (2) 「経営革新のための事業の内容 8」には、中小企業新事業活動促進法第10 条第 2 項に規定する承認経営革新計画に従って実施している同項の経営革 新のための事業の内容を簡記します。
- (3) 「当期末における事業の状況9」には、当期末における上記(2)の事業の実施状況を記載します。
- 5 「旧二号該当」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「実施計画の認定年月日<u>10</u>」には、<u>旧新事業創出促進法第11条の2第1項</u> ......
  - (2) 「新事業分野開拓のための事業の内容<u>11</u>」には、<u>旧新事業創出促進法第11</u> <u>条の3第2項に規定する</u>認定計画に従って実施している<u>同項の新事業分野</u> 開拓のための事業の内容を簡記します。
  - (3) 「当期末における事業の状況12」には、……………
- <u>6</u> 「<u>旧三号該当</u>」の各欄は、次により記載します。
- (1) 「中小企業者の判定13」の ( ) 内には、中小企業経営革新支援法の一部 を改正する法律附則第4条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活 動の促進に関する臨時措置法第2条第1号各号に定める中小企業者………

(3) .....

- 4 「二号該当」の各欄は、次により記載します。
  - (1) 「実施計画の認定年月日<u>7</u>」には、<u>新事業創出促進法第11条の2第1項</u>… ………………
  - (2) 「新事業分野開拓のための事業の内容<u>8</u>」には、<u>新事業創出促進法第 11</u> 条の3第2項の認定計画に従って実施している<u>同項に規定する新事業分野</u> <u>開拓</u>のための事業の内容を簡記します。
  - (3) 「当期末における事業の状況<u>9</u>」には、……………
- <u>5</u> 「三号該当」の各欄は、当期が平成14年4月1日以後に開始した事業年度に 限り、次により記載します。

	改	正	後		改	正	前	
(	(2) 「主たる事業 <u>14</u> 」から「\$	常時使用する従業員	の数 <u>16</u> 」までは、	(2)	「主たる事業 <u>11</u> 」から	「常時使用する従業員の	の数 <u>13</u> 」までは、	
	(3) 「当期前1年以内に開始し	」た各事業年度 <u>17</u> 」	には、	(3)	「当期前1年以内に開始	<del></del>		
	(4) 「同上の試験研究費の額別	及び開発費の額の合	計額 <u>18</u> 」には、	(4)	「同上の試験研究費の額	質及び開発費の額の合	計額 <u>15</u> 」には、	
	…試験研究費の額及び中小	企業経営革新支援法	去施行令等の一部を改正する		…試験研究費の額及び中	小企業の創造的事業活	舌動の促進に関する臨時	措置
	政令(平成17年政令第1535	号)附則第2条の規	<u>定による廃止前の</u> 中小企業の		法施行令第5条第1項…	なお、合	併、分割、現物出資又は	事後
	創造的事業活動の促進に関	引する臨時措置法施行	<sup>亍</sup> 令第5条第1項⋯⋯⋯⋯		設立が行われたことによ	り、措置法施行令第39	条の34の2第4項	
	なお、合併、分割、現場	物出資又は事後設立	が行われたことにより、 <u>平成</u>					
	17年改正前の措置法施行令	第39条の34の2第4	· 項······					
	(5) 「 <u>(17)</u> の各事業年度の総収	又入金額の合計額 <u>19</u>	」には、	(5)	「 <u>(14)</u> の各事業年度の約	総収入金額の合計額 <u>16</u>	」には、	
				<u>6</u>	「四号該当」の各欄は、約	欠により記載します。		
				<u>(1)</u>	「前期末の総資産の額1	9」には、前期末の確	定決算に基づく貸借対照:	表に
					計上している総資産の帳	簿価額の合計額(次の	イからニまでに掲げる金	額が
					<u>ある場合にはこれを減算</u>	し、ホに掲げる金額が	ある場合にはこれを加算	しま
					す。)を記載します。			
					<u>イ</u> 固定資産の帳簿価額	夏を損金経理により減額	質することに代えて損金	経理
					により引当金として経	理している金額又は	刊益処分により積立金と	して
					積み立てている金額			
					ロ 特別償却準備金とし	て積み立てている金額	<u>į</u>	
					<u>ハ</u> 土地の再評価に関す	- る法律第3条第1項の	0規定により再評価を行	った
					土地の同法第7条第1	項に規定する再評価差	額に相当する金額	
					<u>ニ</u> その他有価証券(売買	買目的有価証券及び満	期保有目的等有価証券以	外の
					有価証券)に係る評価	益等相当額		
					ホ その他有価証券に係	る評価損等相当額		

	積立金額及び利益積立金額の合計額を記載します。なお、措置法令第39条の
	34の2第10項に規定する同族株主等に対する負債(借入金その他利子の支払
	<u>の基因となるものに限ります。)の額がある場合には、その金額を加算し、</u>
	加算した金額を「20」の内書に記載します。
(総資産の帳簿価額の計算)	(総資産の帳簿価額の計算)
<u>68 の 2-4</u> <u>措置法令第39条の34の2第2項</u> に規定する総資産の帳簿価額(以	<u>68 の 2-8</u> <u>措置法令第 39 条の 34 の 2 第 8 項</u> に規定する総資産の帳簿価額(以
下 <u>68 の 2-6</u> までにおいて「総資産の帳簿価額」という。) の計算については、	下 <u>68 の 2-10</u> までにおいて「総資産の帳簿価額」という。)の計算について
次に掲げるような場合には、 <u>それぞれ</u> 次による。	は、次に掲げるような場合には、次による。
(1)	(1)
(2)	(2)
(3)	(3)
(4)	(4)
(5)	(5)
(6)	(6)
(7)	(7)
(8)	(8)
(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)	(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)
<u>68 の 2−5</u> ······	<u>68 の 2−9</u> ····································
(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)	(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)
<u>68 Ø 2-6</u> ······	<u>68 の 2−10</u> ····································
(自己資本比率を算出する際の負債の意義)	(自己資本比率を算出する際の負債の意義)

(2) 「前期末の自己資本の額20」は、前期末の資本の金額又は出資金額、資本

158

	改	正	後		改	正	前
<u>68 の 2−7</u>	措置法令第 39 条の 34 の	か2第3項		<u>68 の 2−11</u>	措置法令第39条6	の34の2第9項	
	率を算出する際の株主等			(自己資本) 68の2-12	北率を算出する際 <i>の</i>		
00 07 2 0	措置法令第 39 条の					9条の34の2第9項	

## 四十 経過的取扱い

改 正 後 改 正 前

(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)

改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)、租税
特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)及び租税特別
措置法施行規則の一部を改正する省令(平成17年省令第37号))による改正前
の措置法、措置法令及び措置法規則(改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。)の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法
関係通達(法人税編)の取扱いの例による。